

しべつ霊園「合同墓」について

1 使用要件

	申請者要件	使用要件	備考
1	①市に住所がある者 ②過去に市に住所を有していたことがある者 ③市に本籍地がある者 ④過去に市に本籍地があった者	埋蔵者（死亡者）の焼骨を埋蔵または改葬	
2	上記1以外の者	埋蔵者（死亡者）の焼骨が次の要件に該当すること ①市に住所を有していたことがある ②市に本籍地を有していたことがある	
3	しべつ霊園または士別市共同墓地に区画を有している者	使用している区画をすべて返還し、埋蔵されている焼骨を改葬する。	

※申請者または、埋蔵者が市に住所・本籍地を有していた方が利用できます。

- 2 使用料 1体あたり 12,000円（しべつ霊園または東山墓地区画返還者：1体あたり 6,000円）
※士別市民以外の方が申請者の場合、埋蔵者が亡くなった時点で市に住所を有していた場合を除き、それぞれの使用料の5割増し。
- 3 管理料 1体あたり 1,000円
※士別市民以外の方が申請者の場合の管理料は、埋蔵者が亡くなった時点で市に住所を有していた場合を除き、5割増し。
- 4 必要書類 ・合同墓埋蔵許可申請書（印鑑が必要です）
・申請者の住民票、戸籍等（申請者要件を確認する書類）
・お骨の確認書類（火葬許可証、収蔵証明書、埋蔵証明書 等）
・（申請者が士別市民以外の場合）故人が士別市民であったことを確認できる書類（戸籍等）
- 5 受付 ・市民部環境生活課で受け付けます。
・埋蔵許可時に使用料・管理料を納入していただきます。
・申請できるのは、原則として親族です。
・生前予約の取り扱いはいたしません。
- 6 納骨 ・納骨期間は、5月から9月までです。
・受付時に納骨日時の打合せをします。
・納骨可能日は、毎月第2・第4金曜日（午前中）
・納骨は、施設管理者立会のもと、親族が行います。市が焼骨をお預かりしたり、納骨することはありません。
・焼骨以外の副葬品等の埋蔵はできません。
・納骨時は受付時に発行した埋蔵許可証を提示してください。提示がない場合は納骨できません。
- 7 墓参 ・墓参できる期間は、しべつ霊園開園期間の5月から10月までです。
・納骨後の墓参は自由ですが、供物、供花等は、墓参後に必ずお持ち帰りください。
・火気は使用できません。
・他の墓参者のご迷惑となるため、墓碑前を占拠しての宗教的儀式はできません。宗教的儀式は、休憩スペース（ベンチ、椅子を設置しています）で簡易的なものに限りません。
・市では宗教的儀式を行いません。

- ・墓誌は設けておりませんが、案内看板前に設置している「墓主名簿箱」内の名簿に登載可能です。

8 留意事項

- ・納骨後の使用料、管理料は返還できません。
- ・お骨を骨壺等から取り出して納骨するため、お骨の返還や改葬はできません。親族等とよくご相談の上申請してください。
- ・納骨後の骨箱や骨壺は、原則、お持ち帰り願います。
ただし、持ち帰りが難しい場合については、申請の際にご相談ください。
- ・埋蔵許可書の記載内容に変更があった場合、再度申請し再交付を受けてください。
- ・埋蔵許可後に埋蔵を中止する場合は、市環境生活課までご連絡ください。
- ・士別市合同墓は、埋蔵体数1,500体と、多くの焼骨を納骨することができます。実際に納骨するのは親族の方となりますので、生前予約の取り扱いはいたしません。生前からの合同墓への埋蔵を希望される方は、親族又は葬儀の主宰予定者と充分ご相談し、意志を表明しておかれませう、お願いします。

9 施設概要

敷地面積：97.8㎡（幅10m、奥行9.78m）インターロッキング敷
墓碑、献花台、投入口、案内板、休憩スペース（長椅子2、一人掛け椅子4）
墓碑大きさ：高さ2m20cm 幅2m30cm
収容数：1,500体

